

第 1 条 日本歯科理工学会称号認定制度細則（以下「細則」という）に定めた事項以外については、本内規に基づき運営する。

第 2 条 Dental Materials Senior Adviser の専門分野を明確にするために、これをさらに以下のように区分することとする。

- (1) 歯科材料基礎
 - ①金属
 - ②無機
 - ③高分子
- (2) 修復治療関連器材
 - ①審美歯科器材
 - ②接着・合着器材
- (3) 義歯関連器材
 - ①義歯・メンテナンス器材
 - ②マウスガード
- (4) 予防歯科関連器材
- (5) インプラント関連器材
- (6) 再生医療関連器材
- (7) 矯正治療関連器材
- (8) 歯内治療関連器材
- (9) その他の器材
 - ①診療・教育用器材
 - ②歯科技工器材
 - ③レーザー
- (10) 生物学的評価

第 3 条 細則第 4 条の資格要件における得点は、次のように定める。過去 5 年間で、下記の項目における得点総計が Dental Materials Adviser では 5 点以上、Dental Materials Senior Adviser では 15 点以上とする。

- (1) 学術論文等 1 編につき最高 5 点とする。
- (2) 学会発表（関連学会を含む）1 件につき最高 3 点とする。
- (3) 認定審査委員会が指定する課題（学会・地方会の講演あるいは DE 誌の論文）に関するレポートの提出 1 編につき最高 5 点とする。
- (4) 提出書類の得点の詳細については、認定審査委員会で判定する。

第 4 条 細則第 4 条を満す申請者は、次の各号に定める申請書類に称号認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 申請書類（様式 1）
- (2) 履歴書（様式 2）
- (3) 内規第 3 条の資格要件における得点を証明する論文等
- (4) 学会の認定医証明書（各学会で定めた様式）

第5条 認定審査委員会は10名で構成し、人選は常任理事会が行う。学術大会毎に認定審査委員会を開催することとする。

第6条 称号認定の申請料は、Dental Materials Adviser、Dental Materials Senior Adviser とともに5,000円とし、登録料を1万円とする。Senior Adviser の異なる分野における重複申請については、1件につき登録料を3,000円とする。

第7条 称号認定の更新料は、1万円とする。Senior Adviser の異なる分野における重複更新については、1件につき3,000円とする。

第8条 更新時における学会の参加歴は、学会参加証あるいは当日会費の領収証で証明するものとする。

第9条 歯科材料・器械及び歯科技術の基礎知識ならびに最新の知識に関する指導的役割を果たす称号認定者を広く公開するために、和文誌とDE誌に認定者の氏名を掲載することとする。

第10条 本内規の改廃は、常任理事会において決定する。

附 則

本内規は、平成15年4月1日より施行する。

本内規は、平成20年2月29日一部改正施行する。

本内規は、平成25年3月4日一部改正施行する。

本内規は、平成27年10月2日一部改正施行する。

本内規は、平成29年12月5日一部改正施行する。